

パスポート(旅券)申請案内

2025. 3.24

神奈川県内に住民登録又は居所がある方が申請できます		一般旅券発給申請書 (令和五年三月改正版以降)	戸籍謄本(戸籍抄本は不可)	パスポート用写真	本人確認書類	前回発給されたパスポート	紛失一般旅券等届出書	その他の書類
パスポートは10年用と5年用があります。 旅券番号はお受取まで確認できません。発給のたびに変わります。 下表からご自分の状況にあてはまるものを選び、○印が付いた書類をお持ちください。 また、※印や*印もご確認ください。 神奈川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方(居所申請)、ヘボン式と異なるローマ字表記等の特別な事情がある方は、さらに必要な書類がありますのでお問い合わせください(7,8頁参照)。 下表の「切替申請」「残存有効期間同一申請」は、有効中の旅券を失効させ、新たな旅券を発行します。そのため、旅券番号が新しくなります。また、「切替申請」の残存有効期間は切り捨てになります。 下表に該当するものがない場合は、お問い合わせください。		1通	1通				1通	
ご自分の状況にあてはまるものはどれですか？		2頁参照						
① 初めて旅券申請をする	(新規申請)	○	○	1枚	○			
② 前回取得した旅券の有効期間が切れた	(新規申請)	○	○	1枚	○	※2		
③ 有効旅券の記載事項に変更がある *A	(残存有効期間同一申請/切替申請)	○	○	1枚		○		
④ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった	(切替申請)	○		1枚		○		
⑤ 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった *B	(残存有効期間同一申請/切替申請)	○	※3	1枚		○		
⑥ 有効旅券が損傷している *C	(切替申請)	○		1枚	○	○		
⑦ 有効旅券の盗難・紛失等により新たに旅券を申請する	(新規申請)	○	○	2枚	○		○	※4
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した	(新規申請)	○	○	1枚	○			※5

※1 戸籍事務が電算化された市区町村では「戸籍全部事項証明書」、電算化していない市区町村は「戸籍謄本」が発行されます。

※2 有効期間切れの旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、お返しします。

※3 申請書の本籍欄は、都道府県名のほか市郡以下番地まで記入する必要がありますので、本籍をご確認の上、申請にお越しください。
有効旅券の記載事項(氏名・本籍の都道府県名等)に変更がある場合は、戸籍謄本が必要です(戸籍抄本では受付できません)。

※4 有効旅券を盗難・紛失・焼失した場合は、必ず本人が「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。

・盗難・紛失の場合：警察に遺失届(盗難届)を提出したことを証明する書類をお持ちになるか、遺失届(盗難届)の受理番号を紛失一般旅券等届出書に記入してください。

・焼失の場合：消防署又は市区町村が発行した「罹災証明書」をお持ちください。

いずれの書類も入手されていない場合は、盗難・紛失・焼失した経緯等を記入した「事情説明書」を提出してください。

新たな旅券を申請せずに紛失のみを届け出る場合は、上記の書類の他に、紛失一般旅券等届出書1通、パスポート用写真1枚、本人確認書類をお持ちください。

※5 「帰国のための渡航書」をお持ちください。

*A 有効旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった場合は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。戸籍謄本が必要です(戸籍抄本では受付できません)。該当する方は必ず8頁をご覧ください。

*B 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった場合は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。
氏名や本籍の都道府県名等に変更がなければ、戸籍謄本は不要です。

*C 損傷の状態によっては、⑦の紛失扱いとなる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

住民票の写しが必要な方

住民票の写しは、申請日前6ヶ月以内に発行されたマイナンバー(個人番号)の記載がないものをお持ちください。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方(最初の窓口でその旨お伝えください)
- ・転入・転居届提出日当日に旅券を申請する方
- ・神奈川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方(居所申請については8頁参照)

オンライン申請について

令和5年3月27日からパスポートの申請がオンラインでもできるようになりました。
オンライン申請では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して、マイナポータルからパスポートの申請ができます。

■ 一般旅券発給申請書

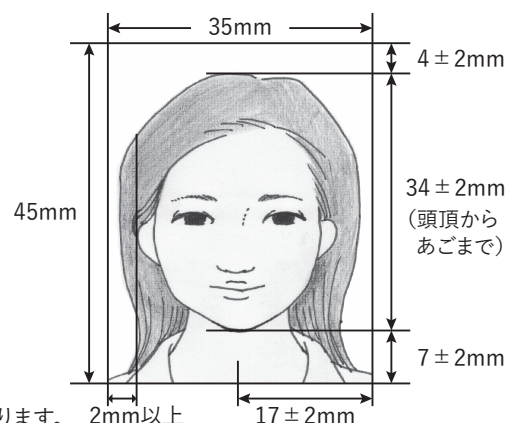
新規申請又は切替申請の申請書には10年用と5年用があります。18歳以上の方はどちらかを選択できますが、**申請日に18歳未満の方は5年用のみ**です。残存有効期間同一申請をされる方は、8頁をご覧ください。

■ 申請日前6ヶ月以内に発行された戸籍謄本 戸籍抄本・改製原戸籍・戸籍の附票では受付できません

- 同一戸籍内のご家族の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
- 切替申請の場合、氏名・本籍の都道府県名等に変更がなければ戸籍謄本は不要です。
ただし、外国姓等で新たに別名併記を希望される方や法定代理人が親権者以外の未成年の方等は、確認のため戸籍謄本が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- 戸籍事務が電算化された市区町村では「**戸籍全部事項証明書**」、電算化していない市区町村は「**戸籍謄本**」が発行されます。

■ パスポート用写真（カラーでも白黒でもかまいません） 提出された写真が旅券に転写されます

写真は事前に用意し、申請書に**貼らず**にお持ちください。
※既に貼り付け済みの場合は、はがさずそのままお持ちください。



写真の規格（背景は白色を推奨します）

- ✓ 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの
- ✓ **申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの**
- ✓ フチなしで**右図の各寸法を満たしたもの**（顔の寸法は頭頂からあごまで）
- ✓ 無帽であるもの ✓ 背景がないもの（影やグラデーションがあるものも不可）
- ✓ 目の周辺に、髪の毛、眼鏡、つけまつげ等の一部や影が入っていないもの

カラープリンターで写真を印刷する場合

- 自動証明写真（スピード写真）やご自宅で撮影したデジタル写真は、規格に合わない場合があります。
- 写真専用の用紙を使用し、頭部や顔の輪郭がはっきりとわかるように、鮮明な画質で印刷してください。
- ノイズ（画像の乱れ）が発生しているものや、ジャギー（階段状のギザギザ模様）、印刷時のドット（網状の点）やインクののにじみがあるもの、写真用アプリ等を使用して画像を修正するなど加工処理をほどこしたものは受付できません。
- デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像による写真は、左右が反転している場合があります。このような写真は受付できません。

パスポート用写真として不適当な例

※**不適当な写真の場合は、撮り直しをお願いする場合があります。**

- × 規格寸法を満たしていないもの
- × 変色や傷・汚れがあるもの
- × 顔や背景に影があるもの
- × ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの
- × 顔にてかりやムラがあるもの
- × 髪が目（黒目）にかかっているもの
- × 色付きのメガネやサングラスをかけたもの
- × フラッシュなどにより瞳が赤く写ったもの
- × カラーコンタクトレンズや瞳の輪郭を大きく見せるコンタクトレンズを装着したもの
- × メガネのフレームが目にかかっているものや、照明がメガネに反射したもの
- × 人物と背景の境界が不明瞭なもの（背景と頭髮が同系色で顔の輪郭が見分けにくいもの）
- × 帽子や幅の広いヘアバンド等により、頭部が隠れているもの
- × 衣服や装飾品などにより、顔や頭の一部が隠れているもの
- × 顔の向きが左右に傾いているものや、横を向いているもの
- × 極端に笑うなど表情が平常と著しく異なるもの
- × 6ヶ月以内に撮影されたものでも、実際の容姿と著しく異なるもの（ウィッグなど）

■ 本人確認書類 有効な原本でコピーは不可（未成年者や代理提出者も含む）

- **有効中の旅券は必ずお持ちください。**
- **マイナンバー（個人番号）の「通知カード」及び「個人番号通知書」については、本人確認書類として使用できませんのでご注意ください。**
- 本人確認書類の氏名、生年月日、性別、住所、本籍は申請書の内容と一致しているものに限りです。
- 公の機関が発行する証明書（印鑑登録証明書、課税証明書等）は、申請日前6ヶ月以内に発行されたものをお持ちください。
- 中学生以下で本人確認書類がそろわない場合は、親権者の本人確認書類もお持ちください。
- **代理提出をする場合は、申請者本人と代理提出者双方の本人確認書類が必要です。**
- 該当するものがない方やご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

下記から1点又は2点必要な本人確認書類をお持ちください

いずれか1点でよい書類	2点必要な書類 A欄とB欄から各1点ずつ又はA欄から2点	
	〈A 欄〉	〈B 欄〉
・日本国旅券（失効後6ヶ月以内を含む） ・運転免許証 ・マイナンバーカード（個人番号カード） ・住基カード（写真付） ・船員手帳、海技免状 ・宅地建物取引士証 ・官公庁等職員身分証明書（写真付） ・写真付身体障害者手帳 （写真貼替防止がなされているもの、カード式も可） など	・各種健康保険の資格確認書 ・各種健康保険証（令和7年12月1日まで） ・介護保険被保険者証 ・年金証書／年金手帳 ・印鑑登録証明書と登録印 - など	・学生証（写真付） ・会社の身分証明書（写真付） ・公的機関発行の写真付資格証明書 ・公的機関発行の課税（非課税）証明書 ・失効後6ヶ月を経過した日本国旅券 ・母子健康手帳（中学生以下対象） ・保護者氏名、保護者の生年月日、子の出生届出済証明、子の氏名、子の生年月日が全て記載されていること ・身体障害者手帳（写真なし等） など

■ 一般旅券発給申請書の記入例

- 裏面も忘れずに記入してください。
- 申請書は機械で読み取りますので、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 黒又は青の濃いインク又はボールペンで、枠からはみ出さないように記入してください。
- 消せるインクを使用したボールペンや、サインペンなど裏写りしやすい筆記具は使用しないでください。
- 修正液や修正テープは使用しないでください。書き間違えた場合は、二重線で消して訂正してください。訂正印は不要です。ただし、「所持人自署」は訂正できませんので、新しい申請書に書き直してください。

所持人自署 申請者本人が記入

- 所持人自署はそのまま旅券に転写されます。
- 小学生以上の方は、**申請者本人が署名**してください。漢字で署名できない場合は、ひらがなやローマ字で署名してください。
- 枠からはみ出さないように、点線から上に一行で署名してください。

〈記入例〉

漢字で書く場合	ローマ字で書く場合
測辻 光太郎	Kotaro Fuchitsuji
ひらがなで書く場合	
ふちつじ しょうた	

所持人自署の代筆

- 乳幼児で申請者本人が署名できない場合は、親権者が代筆し、点線の下に代筆者名も記入してください。
- 障がいなどの理由で署名が困難な場合は、事前にお問い合わせください。

〈記入例〉

漢字で書く場合	ローマ字で書く場合
測辻 翔太	Shota Fuchitsuji
測辻 陽子(母)代筆	by Y.Fuchitsuji(Mother)

不適当な自署例

✕ 枠からはみ出ている	✕ ふりがなをつけている
Kotaro Fuchitsuji	測辻 光太郎
✕ 二度書き	✕ 姓のみや名のみ
測辻 光太郎	Fuchitsuji
✕ インクが薄い・かすれ	✕ 二段書き
測辻 光太郎	Kotaro Fuchitsuji

5年旅券の発給 18歳以上の方が記入

18歳以上の方が5年旅券を申請する場合は、**申請者本人**が()内に「5」と記入してください。
※10年用の申請書にはこの欄はありません。

刑罰等関係 申請者本人又は法定代理人が記入

刑罰等の各事項に該当しているか否か✓印を記入してください。「はい」に該当する方は別途手続きが必要です。必ず事前にお問い合わせください(8頁参照)。

〈表面〉

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)		5年用	
受理年月日	受理番号	確認	
ここは記入しないでください			
有効期間	発行年月日	交付年月日	
氏名			
写真(貼らずにお持ちください) 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から頭までが34mm±2mm) ※提出された写真は旅券に転写されます。 ※裏面に氏名を記載してください。			
氏名(左詰めで記入) 姓 名 フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点を「カ」「キ」等と記入してください) 姓 名 フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点を「カ」「キ」等と記入してください) 姓 名 フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点を「カ」「キ」等と記入してください) 姓 名 フリガナ(カタカナで記入。濁点及び半濁点を「カ」「キ」等と記入してください)			
性別			
生年			
月			
日			
本籍			
旅券番号			
発行年月日			
西暦で記入			
最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。			
この申請書を提出する日の年齢			
18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。			
私は有効期間が()年の一般旅券の発給を希望します。			
現住所			
電話			
携帯			
メールアドレス			
その他勤務先など日中の連絡先			
電話			
住所			
氏名			
申請者との関係			
電話			
現在外国の国籍を有していますか。			
「はい」の場合			
どの国の国籍ですか。			
取得年月日			
どのような方法で取得しましたか。			
外国籍の父又は母の子として出生			
外国での出生			
外国人との婚姻又は養子縁組			
帰化申請又は国籍取得届出			
ここは記入しないでください			
官庁コード			

(別記第2号様式)

用紙の大きさはA4

裏面も記入してください

令和5年3月27日から申請書の様式が変更されました。令和5年3月改訂版以降の申請書を使用してください。

で囲まれた部分は、必ず旅券名義人である申請者本人が記入してください。

出発予定日

出発予定日が未定の方は「未定」と記入してください。

主要渡航先での滞在期間

主要渡航先での滞在が3ヶ月以上になる場合は、最寄りの在外公館に在留届を提出する必要があります。在留届はインターネットで提出できます。

〈裏面〉

出発予定日	令和 Δ 年 12 月 1 日	※主要渡航先での滞在期間	☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。			
① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合			
② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合			
渡航目的(具体的に)			
②の場合は、二重発給が必要			
ここは記入しないでください			
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)			
国名			
旅券面の氏名表記(申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA))			
(姓)			
(名)			
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、～など)や、数字(ⅢⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。			
外務大臣 殿			
令和 Δ 年 11 月 1 日			
(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)			
(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)			
法定代理人(親権者、後見人など)署名			
測辻 かな子			
本人確認欄			
官公庁記載欄			
ここは記入しないでください			

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。
引受人記入	令和 Δ 年 11 月 1 日
引受人記入	引受人氏名 測辻 陽子
引受人記入	申請者との関係 姉
引受人記入	引受人住所 川崎市幸区堀川町1-2-3
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。
引受人記入	令和 Δ 年 11 月 1 日
引受人記入	連絡先電話番号 044(000)0000
引受人記入	生年月日 明治・大正・昭和(平成) 令和 13 年 8 月 3 日
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式)

申請書類等提出委任申出書 ※申請者記入欄と引受人記入欄は代理提出の場合に記入してください

申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合は、必ず記入してください。ただし、申請者本人が未成年者又は成年被後見人であり、法定代理人(親権者又は後見人)が代理提出する場合は、記入の必要はありません(8頁参照)。

旅券面の氏名表記

へボン式と異なるローマ字表記を希望する方、旧姓などの別名併記を希望する方は、この欄に記入してください(7頁参照)。

氏名のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。

法定代理人署名

親権者又は後見人が楷書体で記入

※未成年者等が申請する場合に記入してください

未成年者又は成年被後見人が申請する場合、親権者(原則として父又は母)又は後見人の署名が必要です。

※遠隔地に在住等の理由で申請書に直接記入できない場合は、同意書が必要です(7頁参照)。

※成年被後見人が申請する場合は、事前にお問い合わせください。

申請者記入欄

申請者本人が記入

引受人記入欄

引受人(代理人)本人が記入

■ 県パスポートセンター窓口のご案内

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

名称	本 所（横浜）	川 崎 支 所	県 央 支 所（厚木）
案内図			
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 2 階	〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館 2 階	〒243-0018 厚木市中町1-5-10 イオン厚木店 7 階
最寄駅	- みなとみらい線日本大通り駅 4 番出口（徒歩 5 分） - 横浜市営地下鉄関内駅 1 番出口 又は JR関内駅南口（徒歩 15 分）	- 京急川崎駅西口（徒歩 5 分） - JR川崎駅北口西（徒歩 6 分） - JR川崎駅中央西口（徒歩 7 分）	小田急線本厚木駅東口 又は 北口（徒歩 5 分）
申請受付	月・木・金 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00 ※土曜日・日曜日・祝休日は申請できません	月～金 9:00～16:45 ※土曜日・日曜日・祝休日は申請できません	
受取受付	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～19:00	月・木・金・日 9:00～16:45 火・水 9:00～18:30	
休業日	土曜日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日) ※日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始の日曜日は休業です。		

名称	小田原出張所	横須賀出張窓口	平塚出張窓口
案内図			
所在地	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎1階	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 横須賀合同庁舎内	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 平塚合同庁舎内
最寄駅	- JR・小田急線小田原駅西口（徒歩15分） - 伊豆箱根バス 小田原合同庁舎前下車	- 京急線横須賀中央駅（徒歩10分） - 京急バス ミケ浜下車	- JR平塚駅北口（徒歩20分） - 神奈中バス コンフォール平塚前下車
申請受付	月～金 （午前）9:00～12:00 （午後）13:00～16:45	毎週火曜日のみ （午前）10:00～12:00 （午後）13:00～16:15	毎週木曜日のみ （午前）10:00～12:00 （午後）13:00～16:15
受取受付	パスポートの受取はできません		
受取場所	小田原出張所 又は 県央支所を選択	本所 又は 川崎支所を選択	本所 又は 県央支所を選択
休業日	土曜日・日曜日・祝休日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)	祝休日と重なる火曜日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)	祝休日と重なる木曜日 及び 年末年始(12月29日～1月3日)

■ 市町村窓口のご案内 緊急の場合や刑罰等関係に該当する方は事前に電話案内センターまでお問い合わせください

パスポートセンター専用駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

- 横浜市にお住まいの方は、横浜市センター南パスポートセンター 又は 県パスポートセンター本所(横浜)で申請・受取をしてください。
- 相模原市にお住まいの方は、相模大野パスポートセンターで申請・受取をしてください。
相模原市に本籍のある方は、併設する連絡所で戸籍謄本を取得できます。
- 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にお住まいの方は、湘南パスポートセンターで申請・受取をしてください。
この2市1町に本籍があり、かつ住民登録のある方は、湘南パスポートセンターで戸籍謄本を取得できます。

※ 土曜日・日曜日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)は申請できません。

※ 日曜日は受取のみです。日曜日が祝日と重なる場合でも受取できますが、年末年始(12月29日～1月3日)の日曜日は休業です。

【横浜市にお住まいの方】 ■ 横浜市センター南パスポートセンター 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央1-1 横浜市営地下鉄センター南駅1階 最寄駅：横浜市営地下鉄センター南駅		申請受付：月～金	9:00～16:45
		受取受付：月・木・金・日 火・水	9:00～16:45 9:00～18:30
【相模原市にお住まいの方】 ■ 相模大野パスポートセンター 〒252-0303 相模原市南区相模大野3-2-1 bono相模大野ノースモール4階 最寄駅：小田急線相模大野駅北口(徒歩3分)		申請受付：月～金	9:00～16:45
		受取受付：月・木・金・日 火・水	9:00～16:45 9:00～18:30
【藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にお住まいの方】 ■ 湘南パスポートセンター 〒251-0041 藤沢市辻堂神台2-2-1 アイクロス湘南3階 最寄駅：JR辻堂駅北口(徒歩4分)		申請受付：月～金	9:00～16:45
		受取受付：月～金・日	9:00～16:45

■ 受 取 年齢に関係なく旅券名義人である申請者本人でなければ受け取ることができません

- 申請時にお渡しする「パスポート(旅券)引換証」が必要です。
- 前回発給されたパスポートが申請時に有効中の場合は、そのパスポートを必ずお持ちいただかないと、今回申請された新しいパスポートはお渡しできません。なお、お持ちいただいた前回のパスポートは、穴あけ処理をしてお返しします。
- 発行日から6ヶ月以内にお受け取りください。発行日から6ヶ月以内に受け取りをされない場合、申請された新しいパスポートは失効となりお渡しできません。また、次回申請の際に別途追加で手数料(6,000円)が必要となりますので、ご注意ください。
- 令和7年3月24日申請分から、手数料が下表のとおり改定となりました。手数料は受取の際に必要です。

紙の申請書による窓口申請		国手数料	県手数料	合計金額
新規申請 切替申請	10年用	14,000円	2,300円	16,300円
	5年用 申請日に12歳以上 ※	9,000円		11,300円
	申請日に12歳未満 ※	4,000円		6,300円
残存有効期間同一申請		4,000円		6,300円

オンライン申請		国手数料	県手数料	合計金額
新規申請 切替申請	10年用	14,000円	1,900円	15,900円
	5年用 申請日に12歳以上 ※	9,000円		10,900円
	申請日に12歳未満 ※	4,000円		5,900円
残存有効期間同一申請		4,000円		5,900円

※年齢は「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。
この法律によると、年齢は誕生日の前日に1歳加算されます。
これにより、12回目の誕生日の前日に12歳になります。

■ 受取までの日数 土曜日・日曜日・祝休日及び年末年始(12月29日～1月3日)は日数に含みません

令和7年3月24日申請分から、受取までの日数が下表のとおり変更となりました。

申請場所	受取場所	受取までの日数(申請日・受取日を含む)
本 所	川 崎 支 所 県 央 支 所	9日目から
川 崎 支 所		
県 央 支 所		
小田原出張所	県 央 支 所	10日目から
	小田原出張所	11日目から
横須賀出張窓口	本所 又は 川崎支所	10日目から
平塚出張窓口	本所 又は 県央支所	
市町村窓口(横浜市センター南・相模大野・湘南)		11日目から

■ ヘボン式ローマ字

の箇所は特に誤りやすいのでご注意ください

50音									
あ	か	さ	た	な	は	ま	や	ら	わ
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA
い	き	し	ち	に	ひ	み		り	ゐ
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI		RI	I
う	く	す	つ	ぬ	ふ	む	ゆ	る	
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	
え	け	せ	て	ね	へ	め		れ	ゑ
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME		RE	E
お	こ	そ	と	の	ほ	も	よ	ろ	を
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	O

濁音・半濁音				
が	ざ	だ	ば	ぱ
GA	ZA	DA	BA	PA
ぎ	じ	ぢ	び	ぴ
GI	JI	JI	BI	PI
ぐ	ず	づ	ぶ	ぷ
GU	ZU	ZU	BU	PU
げ	ぜ	で	べ	ぺ
GE	ZE	DE	BE	PE
ご	ぞ	ど	ぼ	ぽ
GO	ZO	DO	BO	PO

拗音									
きゃ	しゃ	ちゃ	にゃ	ひゃ	みゃ	りゃ	ぎゃ	じゃ	びゃ
KYA	SHA	CHA	NYA	HYA	MYA	RYA	GYA	JA	BYA
きゅ	しゅ	ちゅ	にゅ	ひゅ	みゅ	りゅ	ぎゅ	じゅ	びゅ
KYU	SHU	CHU	NYU	HYU	MYU	RYU	GYU	JU	BYU
きょ	しよ	ちょ	にょ	ひょ	みょ	りょ	ぎょ	じょ	びょ
KYO	SHO	CHO	NYO	HYO	MYO	RYO	GYO	JO	BYO

長音「お」「う」の表記について

- ・末尾の「お」は「O」で表記
- ・末尾以外の「お」は「O」を入れない
- ・「う」は末尾であるか否かに関わらず「U」を入れない

例：かの**お** → KANO**O**

例：**おお**の → **O**NO

例：かの**う** → KANO

例：せの**お** → SEN**O**

おおおか → **O**OKA

さ**と**う → SATO

よ**こ**お → YOKO**O**

ゆ**う**か → YUKA

撥音「ん」の表記について

- ・「**N**」で表記
- ・「B・M・P」の前は「**M**」で表記

例：こ**ん**どう → KON**D**O

例：な**ん**ば → NAM**B**A

か**ん**だ → KAN**D**A

ほ**ん**ま → HOM**M**A

し**ん**や → SHIN**N**YA

さ**ん**ぺい → SAM**P**EI

促音「っ」の表記について

- ・子音を重ねて表記
- ・「CH」の前は「**T**」で表記

例：は**っ**とり → HAT**T**ORI

例：ほ**っ**ち → HOT**T**CHI

き**っ**かわ → KIK**K**AWA

は**っ**ちょう → HAT**T**CHO

■ ヘボン式ローマ字と異なる氏名表記を希望する方

- 一般旅券発給申請書の裏面「旅券面の氏名表記」欄へ希望するつづりを記入してください。
- つづりの確認ができる書類が必要な場合がありますので、事前に電話案内センターまでお問い合わせください。
- **氏名のローマ字表記は、一度登録すると原則として変更することはできません。**

■ 旧姓や別姓等を括弧書きで併記を希望される方

- 一般旅券発給申請書の裏面「旅券面の氏名表記」欄に旧姓又は別姓等のローマ字を括弧書きで記入してください。
- 旧姓や別姓等が確認できる書類が必要です。
- ヘボン式ローマ字と異なる表記を希望する方は、つづりの確認ができる書類が必要な場合があります。
- 状況によって必要書類が異なりますので、詳しくは電話案内センターまでお問い合わせください。

■ 申請日に18歳未満の方 未成年者は5年用旅券のみの申請となります

- 申請書の裏面「法定代理人署名」欄に、**親権者(原則として父又は母)又は後見人の署名が必要**です。
- 年齢の数え方は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により、誕生日の前日に1歳加算されます。
これにより、18歳の誕生日の前日から10年用旅券の申請ができます。
- 親権者や後見人が遠隔地に在住等の理由で申請書に署名ができない場合は、ホームページから「旅券申請(届出)同意書」をダウンロードし、親権者や後見人が署名をして提出してください。

■ 代理提出をする方 申請者本人に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- 盗難・紛失・焼失の届出や居所での申請、刑罰等関係に該当する方は、代理提出はできません。
- 申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」、及び、裏面の「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄は、代理の方ではなく、必ず旅券名義人となる**申請者本人が記入**してください。
- 本人確認書類は、**代理の方と申請者本人双方の書類が必要**です。2頁の「本人確認書類」をご確認ください。
- 代理の方による旅券の受取はできません。乳幼児でも必ず旅券名義人となる申請者本人がお越しください。

■ 「刑罰等関係」に該当する方 事前に電話案内センターまでお問い合わせください

- 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、別途手続が必要です。事前に電話案内センターまでお問い合わせください。
- 受付窓口は、本所・川崎支所・県央支所のみです。その他の窓口での受付はできません。
- 審査に1～2ヶ月程度を要しますので、ご注意ください。

■ 神奈川県内に住民登録がない方（居所申請） 次にあてはまる方は神奈川県で申請・受取ができます

居所に居住している事情等を確認させていただきますので、申請者本人が窓口にお越しください。

一時帰国者で神奈川県内に居所がある方

- 居所申請申出書
- 次の中から1点お持ちください。
 - ・査証（ビザ）
 - ・再入国許可のある旅券
 - ・永住証明書
 - ・滞在許可証等

学生や長期出張等で一時的に神奈川県内にお住まいの方

- 居所申請申出書
- **申請日前6ヶ月以内に発行された住民票の写し**
- 居所が記載された書類
(学生証、居所証明書、公共料金の請求書、申請者宛の郵便物等)

神奈川県内に上陸している船員の方

- 居所申請申出書
- **申請日前6ヶ月以内に発行された住民票の写し**
- 船員手帳
- 居所を船長等が証明する書類

各申請に必要な書類もお忘れなく！

居所申請に必要な書類だけでなく、新規申請などご自身の申請に必要な書類も一緒に提出していただきますので、ご注意ください。
「居所申請申出書」と「居所証明書」はホームページからダウンロードできます。

■ 有効旅券の記載事項に変更があった方 及び 有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方

- 有効な旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名等に変更があった方や、有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方は、「残存有効期間同一申請」又は「切替申請」をしてください。
- 「残存有効期間同一申請」は、現在の旅券の有効期間満了日を変えずに、新しい旅券を発行するものです。
残存有効期間同一申請をされる方は、「**一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）**」が必要です。**手書き様式の「一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）」は、パスポートセンターの窓口のみの配布となります。**
- 「切替申請」は、現在の旅券の残存有効期間を切り捨て、10年用又は5年用の新しい旅券を発行するものです。
- 「**残存有効期間同一申請**」と「**切替申請**」は、どちらも所持人自署（サイン）、顔写真、旅券番号、ICチップ内のデータは新しくなります。
- **旅券番号はお受取まで確認できません。発給のたびに変わります。**

比較項目	残存有効期間同一申請	切 替 申 請
手数料 ()内は オンライン申請の手数料	6,300円 (5,900円)	10年用 : 16,300円 (15,900円) 5年用 : 11,300円 (10,900円) 12歳未満 : 6,300円 (5,900円)
有効期間	発行日から現在の旅券の有効期間満了日まで	現在の旅券の残存有効期間は切り捨てとなり、 新旅券の発行日から10年間又は5年間
受取までの日数	6頁をご参照ください	
申請書	一般旅券発給申請書（ 残存有効期間同一用 ）1通	一般旅券発給申請書（ 10年用又は5年用 ）1通
申請に必要な書類	戸籍謄本（戸籍抄本は不可）：1通（2頁参照）、パスポート用写真：1枚（2頁参照） 前回発給された旅券（現在お持ちの有効な旅券） ※有効旅券の査証欄の余白が少なくなった方の申請の場合、氏名や本籍の都道府県名等に変更がなければ、戸籍謄本は不要です。 ※1頁の「住民票の写しが必要な方」に該当する場合は、「住民票の写し」が必要です。	

お問合せ先
電話案内センター

横浜 045-222-0022

※横浜市外からお掛けの方は市外局番045をお忘れなくお願いします
※電話案内センターを利用できない方はホームページをご覧ください

公式サイト



電話受付時間

月・木・金・日 9時～17時
火・水 9時～19時
(休業日は除きます)